

お客さま 各位

道南うみ街信用金庫

「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、2025年9月1日(月)より、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱い開始に伴い、「当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定：当座勘定規定
2. 改定日：2025年9月1日(月)
3. 主な改定内容：以下の下線部の条項を追加・変更致します。

改定前	改定後
第7条(手形、小切手の支払) (1)～(2)省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条(手形、小切手の支払 <u>等</u>) (1)～(2)省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認が出来るまでは払戻しを行わないことがあります。</u>
第8条(手形、小切手用紙) (1)～(4)省略 (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)～(7)省略	第8条(手形、小切手用紙 <u>等</u>) (1)～(4)省略 (5) 手形用紙、小切手用紙、 <u>払戻請求書</u> の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6)～(7)省略
第12条(手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2)省略	第12条(手数料等の引落し) (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとし (2)省略
第17条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略	第17条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうちは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2)～(3)省略

以上